

## 透析災害対策事業補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、市民医療確保の一環として、公益社団法人川崎市病院協会（以下「病院協会」という。）が行う透析災害対策事業（以下「補助事業」という。）に対し補助金を交付し、もって災害時に罹災患者が透析を受けられる体制を整備することを目的とする。

### (補助の対象経費)

第2条 補助の対象となる経費は、病院協会が行う災害時透析対策に資するための事業（以下「補助事業」という。）に係る経費とする。

### (補助金の額)

第3条 補助金の額は、前条に規定する補助の対象となる経費と予算の範囲内で別途定める額とを比較して、いずれか低い額とする。

### (交付の申請)

第4条 病院協会は、補助金の交付を受けようとするときには、透析災害対策事業補助金交付申請書（第1号様式。以下「交付申請書」という。）に関係書類を添えて、市長あて申請しなければならない。

### (交付の決定等)

第5条 市長は、交付申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否及び交付額を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、透析災害対策事業補助金交付決定通知書（第2号様式）により病院協会に通知するものとする。この場合において、市長は、補助金の目的を達成するために必要な条件を付することができる。

3 市長は、第1項の規定により補助金の不交付を決定したときは、透析災害対策事業補助金不交付決定通知書（第3号様式）により、病院協会に通知するものとする。

### (交付の方法)

第6条 市長は、前条第2項による交付決定の通知の後に、補助金を概算交付するものとする。

### (変更の承認等)

第7条 病院協会は、補助事業について次の各号のいずれかに該当する場合は、透析災害対策事業補助金変更（中止・廃止）交付申請書（第4号様式）を、速やかに市長に届け出て承認を受けなければならない。

(1) 補助事業の内容又は交付申請書の記載事項を変更するとき。ただし、変更の内容が軽微な事項であると市長が認めたときは、この限りではない。

(2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 病院協会は、補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に届け出てその指示を受けなければならない。

### (実績報告)

第8条 病院協会は、補助事業が完了したとき（補助事業の中止・廃止の承認を受けたときを含む。）はその日から30日を経過した日、又は補助金の交付決定した日の属する市

の会計年度が終了した日のいずれか早い日までに、透析災害対策事業補助金実績報告書（第5号様式）を、市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（額の確定）

第9条 市長は、前条の規定による報告書を受領した場合は、当該報告書の内容を審査し、報告にかかる補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、当該報告書に基づき第3条に規定する算出方法により算出した額と第5条第1項に規定する交付決定額とを比較して、いずれか低い額をもって、交付すべき補助金の額（以下「確定額」という。）を決定する。

2 市長は、前項の規定により確定額を決定したときは、透析災害対策事業補助金交付確定通知書（第6号様式）により病院協会に通知するものとする。

（交付決定の取消し）

第10条 市長は、病院協会が補助金の決定の内容若しくはこれに付した条件に違反したとき、又は他の目的に使用したときは、当該補助金の交付の決定の全部又は一部を取消することができる。

（返還）

第11条 市長は、病院協会が次の各号のいずれかに該当し、既に補助金が交付されている場合は、当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（1）第7条第1項第2号に規定する補助事業の中止又は廃止を届け出たとき。

（2）第10条の規定に基づき交付決定が取り消されたとき。

2 市長は、第9条の規定による交付額を超えて既に補助金が交付されているときは、当該交付確定額を超える部分に係る補助金の返還を命ずるものとする。

（書類の整備）

第12条 病院協会は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出に係る証拠書類を整理し、当該年度に係る補助事業完了後5年間保管しなければならない。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年11月1日から施行する。

第1号様式

透析災害対策事業補助金交付申請書

番 号  
年 月 日

川崎市長様

所在地  
団体名  
代表者氏名

年度透析災害対策事業補助金を交付されるよう、次のとおり関係書類を添えて申請します。

- 1 補助金の交付申請額  
金 円
- 2 添付書類

第2号様式

川崎市指令 第 号  
所在地  
団体名  
代表者氏名

年 月 日付け 第 号で申請のあった 年度  
透析災害対策事業補助金については、次のとおり決定したので通知します。

年 月 日

川崎市長 印

1 補助金交付額  
金 円

2 補助条件

- (1) この補助金に係る申請の内容を変更する必要があるときは、早急に届け出て、市長の承認を得てください。
- (2) この補助金は、補助金交付決定通知後概算で交付し、補助事業終了後精算するものとします。
- (3) 当該事業を完了した時（事業の中止または廃止の場合を含む。）は、事業実績報告書を事業の完了の日から起算して1か月以内に提出してください。
- (4) 当該事業に係る収入及び支出を記載した帳簿を備え、他の経理と区分して、収入額を記載し、補助金の使途を明らかにしておいてください。
- (5) 前項の支出額に関する支出内容を証明する書類を整備し、前項の帳簿とともに当該事業の完了した月の属する年度の終了後5年間保存しておいてください。

第3号様式

透析災害対策事業補助金不交付決定通知書

川崎市指令 第 号  
所在地  
団体名  
代表者氏名

年 月 日付け 第 号で申請のあった 年度  
透析災害対策事業補助金については、次のとおり決定したので通知します。

年 月 日

川崎市長 印

1 補助金は、交付しない。

2 理由

第4号様式

透析災害対策事業変更（中止・廃止）承認申請書

番 号  
年 月 日

川崎市長様

所在地  
団体名  
代表者氏名

年 月 日付け 第 号で補助金の交付を申請した  
年度透析災害対策事業について、次のとおり承認されるよう申請します。

1 内 容

2 理 由

第5号様式

透析災害対策事業補助金実績報告書

番 号  
年 月 日

川崎市長様

所在地  
団体名  
代表者氏名

年 月 日付け 川崎市指令 第 号をもって補助金の交付決定を  
受けた 年度透析災害対策事業について、次のとおり関係書類を添えて報告します。

1 添付書類

第6号様式

透析災害対策事業補助金交付確定通知書

文書番号

所在地

団体名

代表者氏名

年 月 日付け 第 号で報告のあった透析災害対策事業補助金については、透析災害対策事業補助金交付要綱第9条第2項の規定に基づき、交付すべき補助金の額を 円と確定したので通知します。

年 月 日

川崎市長

印